

本校における「いじめ対策」について

本校におけるいじめ対策は、

①未然防止 ②早期発見 ③早期対応 ④重大事態への対処の4つの視点から行っています。それぞれの場面で教職員、関係諸機関、保護者、地域等と関連して、いじめ問題の解決を図ります。

①未然防止

- ・ 道徳や特別活動等で人権尊重の精神を育む内容の授業を行い、人権を大切にする気持ちを育てていきます。
- ・ 年3回以上のいじめに関する授業を行い、いじめは絶対してはいけないことや見て見ぬふりをしてはいけないことなどを児童に学ばせていきます。
- ・ 年2回あいさつ月間を実施し、気持ちの良い挨拶を通して児童同士の交流を深め、明るく仲の良い関係を築いていきます。
- ・ 人権週間に各クラスのいじめ撲滅のめあて発表会を実施し、児童自らいじめについて考え、いじめに対する実践力を養っていきます。
- ・ 年3回のいじめに関する教員研修を実施し、教員の指導力向上と組織的対応力の強化を図り、素早く的確に対応できるようにしていきます。
- ・ 毎週金曜日の生活指導夕会を中心とした各クラスの児童の様子等の情報交換を実施し、学校全体で児童の様子について把握し、いじめの未然防止に努めます。

②早期発見

- ・ 日頃から児童とのコミュニケーションを密に取り、何でも話し相談できる信頼関係を構築していきます。
- ・ 「いじめ相談窓口」の設置をし、児童及び保護者からのいじめに関する相談をしやすい環境を作っていきます。
(生活指導主任担当)
- ・ 生活指導夕会による情報交換を密にし、全教職員の目でいじめの芽を見逃さないようにしていきます。
- ・ 毎月のいじめアンケートの実施により、いじめの早期発見を図っていきます。
- ・ 年3回のふれあい月間におけるいじめ調査を行い、いじめやいじめの芽を早期につかむようにします。
- ・ スクールカウンセラーによる5年生児童の全員面接を実施し、スクールカウンセラーに相談しやすい環境づくりを行うとともにいじめの早期発見に努めます。
- ・ 相談室前に相談箱を設置し、児童からの相談を常時受け付けられるようにします。

③早期対応

- ・ いじめ対策委員会による組織的な対応で、被害児童の保護やケア、加害児童への聞き取りや指導を行い、適切な対応を行います。
- ・ 教育委員会や関係諸機関と連携し、的確な対応を行います。
- ・ 保護者、地域とも連携し、いじめの根本的な解決を図るようにします。
- ・ いじめへの対応はいじめ防止対策推進法に基づいて適切に行います。

④重大事態への対処

- ・ いじめの情報をつかんだ場合は、いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応を行い、早期解決を図ります。
- ・ 被害児童、加害児童等への聞き取りや指導は、担任だけでなく、学年やいじめ対策委員会等組織的な対応を行い、早期解決を図ります。
- ・ 保護者との連絡を密にし、協力して解決を図ります。
- ・ 教育相談所や家庭支援センター、教育委員会等関係諸機関との連携を必要に応じて行い、早期解決を図ります。